

# 検定合格警備員配置路線の見直し

～令和2年10月1日変更～

『警備業法』及び『警備員等の検定等に関する規則』の規定により、警備業者は、都道府県公安委員会が必要と認める路線（以下「認定路線」といいます。）において交通誘導警備業務を行う場合は、その場所ごとに交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格証明書の交付を受けている警備員を一人以上配置することが義務付けられています。

岡山県公安委員会は、平成27年岡山県公安委員会告示第27号（同年10月1日施行）の認定路線を下記のとおり見直し、令和2年10月1日に施行します。

警備業者の皆様は、交通誘導警備業務における検定合格警備員配置義務を遵守し、適正な警備業務の実施に努めてください。

## 岡山県公安委員会認定路線

番号	路線	区間
1	一般国道 2号	岡山県の全域
2	一般国道 30号	岡山県の全域
3	一般国道 53号	岡山県の全域
4	一般国道179号	岡山県の全域
5	一般国道180号	岡山県の全域
6	一般国道181号	岡山県の全域
7	一般国道250号	岡山県の全域
8	一般国道313号	岡山県の全域
9	一般国道374号	岡山県の全域
10	一般国道430号	岡山県の全域
11	一般国道486号	岡山県の全域
12	県道岡山児島線	岡山県の全域
13	県道倉敷玉野線	岡山県の全域
14	県道岡山牛窓線	岡山県の全域
15	県道岡山港線	岡山県の全域

令和2年3月31日告示（岡山県公安委員会告示第35号）  
※令和2年10月1日施行

岡山県警察本部